3　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として１年以内とするものとする。なお、実施期間については対象鳥獣の生態や地域の実情等に応じて適切な期間を設定するものとし、必要に応じて年度をまたぐことも想定される。また、原則として第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で設定するものとする。

4　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域については、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内において、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する区域を定めるものとする。実施区域の範囲としては、都道府県は広域的な個体群管理を行う観点から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することから、複数市町村にまたがることを想定しているが、一市町村内で実施することを妨げない。可能な限り詳細な地名を定めるとともに、図面により区域を明確にすることが望ましい。

また、実施区域の全部又は一部が、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画に基づき鳥獣被害対策実施隊等による捕獲等を実施している区域又は国の機関が捕獲等の事業を実施している区域と重複する場合においては、計画の作成及び実施に当たっては、既存の事業と整合が図られた目標を設定するとともに、連携して管理を進めることができるよう、捕獲等の場所、時期、手法等について関係者間で調整を行うものとする。

なお、従来の捕獲活動、防除活動等の被害対策を十分に行っている区域や狩猟による捕獲圧が十分に保たれている場所以外での実施を優先するなど、適切な役割分担がなされるよう考慮するものとする。

5　指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標としては、第二種特定鳥獣管理計画に定める管理の目標を達成するために必要な捕獲数等を具体的な数値目標として定めるものとする。また、必要に応じて捕獲場所ごとの捕獲数を具体的に定めるものとする。

6　指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

指定管理鳥獣捕獲等事業の内容としては、以下の事項を盛り込むこととする。

⑴　捕獲等の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業において実施する捕獲等の方法について定めるものとする。実施方法については、使用する猟法（銃猟、わな猟、網猟等）や規模（日数、回数、人数等）等を定めることとする。また、作業手順や安全管理、錯誤捕獲時の対応、捕獲個体の回収方法等について簡潔に定めるとともに、捕獲個体の処分方法として、廃棄物としての処理、食肉等の利活用等適切な方法を定めるものとする。

⑵　捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

指定管理鳥獣捕獲等事業においては、法第18条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定められている場合においては、法第14条の２第８項第１号に基づき、捕獲等をした場所に放置することが認められている。

捕獲等をした鳥獣を、捕獲等をした場所に放置する場合は、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項として、放置する必要性、時期、区域、数、捕獲方法、生態系及び住民等の安全並びに生活環境への配慮事項を定めるものとする。

捕獲方法については、銃器を使用した鳥獣の捕獲等を行う際には、鳥類の鉛中毒を防止するため、非鉛弾を使用することとし、その旨を定めるものとする。

また、生態系への配慮事項については、必要に応じて、放置した鳥獣を捕食する他の動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定めるものとする。

住民等の安全及び生活環境への配慮事項については、必要に応じて、クマ類の生息する地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定めることとする。さらに、必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては、放置をしない旨を定めるものとする。

なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者は、必要に応じて、専門家の意見を聴取するものとし、放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得るとともに、放置した個体による影響をモニタリング等によって把握し、途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放置を中止するものとする。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個体に関する情報収集に努めるものとする。

⑶　夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

日出前及び日没後においてする銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「夜間銃猟」という。）については、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射により人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがあることから、法第38条第１項に基づき原則禁止されている。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業において、都道府県知事が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、夜間銃猟を行うこととする。

夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃猟を実施する必要性、実施日時、実施区域、実施方法、実施者（夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る。）、安全管理体制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定めるものとする。

なお、具体的な内容については、法第14条の２第８項第２号に基づき、受託者が、夜間銃猟に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。

夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であることや、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必要な事項を定めるものとする。このため、夜間銃猟を実施しようとする場合においては、その必要性を慎重に判断することとし、専門家や関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討するものとする。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は国の機関、直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定する等、適正かつ効果的に当該事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定めるものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努めるものとし、その体制を定めるものとする。

8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取り、登山、観光等で立ち入る者を含む。）の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定めるものとする。

住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通じて実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策として、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等を定めるものとする。

9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮その他の事項を定めるものとする。

⑴　指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定めるものとする。例えば、連絡用無線機やドッグマーカー等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。